

令和7年度奈良地方最低賃金審議会

第2回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和7年8月1日（金曜日）

午後3時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、本村秀史

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、松川賃金室長補佐
北岡賃金調査員

2 審議事項

(1) 令和7年度 地域別最低賃金額改定の目安について（報告）

(2) 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について

(3) その他

3 主要経過・審議結果

【松川補佐】

それでは、時間が少し早いのですけれども、委員の皆様がお揃いになっておりますので、ただ今から第2回奈良県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は全員参加されておりますので最低賃金審議会令の規定による定足数が満たされておりることをご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。それでは、下山部会長、議事の進行をお願いいたします。

【下山部会長】

皆様、大変暑い中、お忙しい中ありがとうございます。「第2回奈良県最低賃金専門部会」を開催いたします。

まずは、議事録の署名人を指名いたします。私の他に北尾委員、使用者側は当麻委員よろしくお願ひいたします。

それでは最初の議題(1)「令和7年度 地域別最低賃金額改定の目安について(報告)」に入りますが、既にご存じの方も多いと思いますが、目安につきましては現時点ではまだ何も公表されておりません。勿論、新聞社の報道によって、一部数字は出ておりますけれども、勿論まだでございます。その事も踏まえて中央の審議の状況について事務局から説明お願ひいたします。

【中村室長】

ご説明させていただきます。

中央最低賃金審議会におきましては、去る7月11日に厚生労働大臣から会長宛に諮問がなされ、その後目安に関する小委員会で審議が重ねられてきました。

例年、結審となることが多い第5回目の目安に関する小委員会が昨日7月31日に開催されました。が結審せず、結論は本日8月1日11時から開催されております第6回目の目安小委員会に持ち越され審議が行われている状況でございます。また、これ以降の予定につきましては、現時点では示されておりません。

一方、奈良地方最低賃金審議会の日程としましては、本日の後は8月5日 火曜日13時15分から第2回本審。引き続きまして、同日15時から第3回専門部会の開催となっております。

議題に関しましては、第2回本審では目安の報告及び関係労使の意見聴取を予定しており、第3回専門部会では目安をもとに金額審議を行うことを予定しております。

仮に、本日目安小委員会が結審し、その後8月4日 月曜日までに中央最低賃金審議会が開催され、答申が出されましたら当審議会としましては、予定通りの議題で審議を進行できる見通しとなっておりますが、中央の審議の状況によりましては、変更せざるを得なくなる可能性がございます。

現在の状況につきましては、以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について何かご意見、ご質問ございますか。

はい、上村委員お願いします。

【上村委員】

本審の影響で延びるとなりますと、我々専門部会の開催の在り方も大きく影響してくると思います。

議論ができない中でもし仮に8月5日、3回目ができてもその後の実質的な回数がどうなのか、と危惧するところです。

中央で、頑張って6回もやって決めたところを地場の中で淡々と、という訳にも、実質的な審議も深まらないと感じますので、そのあたりも含めて日程のこと、審議の在り方等が大きな課題かなど感じています。

【下山部会長】

事務局、もしコメントがありましたら。なければ私の方でコメントします。

【中村室長】

事務局からはございません。

【下山部会長】

私からは、実は、確たることの条件は言えませんけれども、通常、2回目から金額審議ができるといえば良かったのだけれど、例年、必ずしも2回目からやつていなかつたかと思います。

ですので、5回目も含めてという意味で3回目、4回目、5回目ができる状況であれば、これで当初示しておりますので、これでできたらと思っております。

ただ、それより延びるケースについては次回の、それはもう親会から議論しなきやいけないことになりますので、それはその時に議論ということでいかがかなと思います。労使ともどもその辺でよろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

ということですので事務局、メモをその点だけよろしくお願いします。

他、ございますか。

(意見がないことを確認)

では、日程につきましては先ほど言いましたとおり、第3回はちゃんと目安が出てると期待して通常どおりとしますが、出でなければ、都度やり取りしながら審議日程を延ばすことも含めて理解したいと思います。

それでは、次の議題(2)「奈良県最低賃金の審議(金額審議)について」に入ります。

審議に入る前に、追加資料が配付されていますので、事務局から説明お願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りしております資料NO.1 委員からの追加要望資料、消費者物価指数(頻繁に購入する品

目)の対前年上昇率の推移をご覧下さい。

こちらは前回の第1回専門部会におきまして上村委員からご要望がありました消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)に関する資料でございます。

表紙をめくっていただきまして、1枚目の表は今年度の中央最低賃金審議会第2回目安小委員会の参考資料として添付されました「消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移」でございます。

裏側の表は、昨年度の中央最低賃金審議会の、目安答申に参考資料として添付されました昨年度版の資料でございます。

以上でございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。上村委員お願ひします。

【上村委員】

失礼いたします。資料のご提示ありがとうございます。

前回も口頭でお話がありましたが、頻繁に購入する品目の今年の数字は4.2、昨年度の数字が5.4で1.2ポイント下がっているという理解でよろしいでしょうか。

【中村室長】

おっしゃるとおりでございます。

【上村委員】

ありがとうございます。

前回の資料のご準備で、奈良労働局様としては色々お気遣いいたいで、資料の準備をしていただいているのかなと思いますが、やはり中央での資料は、各委員によって気になるところは違うかと思いますので、今後、中央で示された資料は気を遣っていただくことなく、全て私共にご提供していただけたらなと思いますので、そのあたりお願ひしておきたいと思います。以上でございます。

【中村室長】

承知いたしました。

【下山部会長】

他に、ご意見ございますか。

追加資料もう1枚、実は私の方で用意しまして、審議とは全然別なのですけれども。少しだけ、情報提供でご説明させてもらってよろしいでしょうか。

私の提出資料でA4横向きのものがございます。

これは、例年出しております資料の影響率。今年度で言えば、基礎資料の1番最後の部分にあつたやつですね。最後の方に、上村委員がご指摘された部分だったと思いますけれども、そ

れで何を取ったかというと、令和4年から令和7年にかけて、その年の最低賃金額プラス100円程度としていますけれども、その範囲内の労働者がどれくらい居るかをパーセントの数字で見たものです。

仮に、これが100円上がるならこれだけの人が影響を受けるよというのが影響というところの数字になります。

左側が一般プラスパートで、下が飲食・宿泊だけ抜いたものです。令和4年の時は866円から969円の範囲で34.4%であったものが、令和7年では986円から1,086円の間に37.8%の人が含まれているということですね。若干、増えていることになります。

要は、増えていることで。飲食に関しては、特に令和7年に関しては非常に高くて63.7%であるのが81.3%であると。

特に、パート労働がかなり強く出ていまして、令和5年では全体で56%であったものが令和7年で64.1%。

飲食・宿泊では62.3%が92.6%になっているということですね。

要は、何を言いたいかというと、最低賃金引上げ云々の是非とか、いくら上げるかとは別で最低賃金が上がる事によって、特にパートタイム労働者の賃金が最低賃金に寄ってきているという実態ですね。

普通であれば、ここの影響率は最低賃金50円上がったら全員の従業員が50円上がれば、この比率はパーセントとしては1人も変わらないはずであるけれども。やはり、経営者のことを考えるとそこは上げきれない。

当たり前ですよね、3,000円払っている人が3,050円になるかと言ったらそれは上がらないのだけれども。しかしながら、やはり近年の最低賃金の上昇額とともに、下は上がっているのだけれどもなかなか上は上がりきらないよということの情報共有だけね、これはどちらが良いとか悪いとかではなくて、本質論的に言うと、全員の賃金が上がって欲しいというところであるはずなのに、ちょっとこの辺は共有的に本当はしておいた方が良いかなということで、提供させてもらいました。

どちらもこれは、本質的にはポジティブな情報。この状況 자체ネガティブなのだけど、と思っております。

ご質問があればお答えします。上村委員お願いします。

【上村委員】

貴重な資料を作成いただきましてありがとうございました。金額の100円は、少し大きいにしろかなり近い実態を示していただいているという事で、大変今後の審議には、参考になるのではないかなど感じています。どうもありがとうございました。

【下山部会長】

100円にしたのには、すごく理由がありまして、50円にすると刻みが外れちゃってパーセントが大きく変わるので、100円にしておくと刻みが必ず一つは含まれますので100円にしているという意味合いで。50円にすると、936円の場合、1000円が含まれないとかになってきますので、100円にしておくと、ほとんどのという意味が含まれるという意味合いだけです。

ただ、本当に全体の給料は、せっかく最低賃金を上げるのなら全体の給料が上がってほしい

のにという意味では、非常に悩ましい状況だなというための共有でございます。

では、金額審議に移りたいと思いますが、よろしいですか。

何をするかは、今から説明しますけれども。金額審議ですが、先ほどの説明のとおりまだ目安が示されておりませんので、労使ともどもお互いの情報を共有したい。要するに、それらを受け入れる・受け入れないではなくて、共有したいという点ができれば今日のうちにしたいと思っています。

共有すべきものは、基本的には3点あって、一つが生計費の問題ですよね。最低賃金の決め方の一つでもあります生計費・賃金の部分をまとめて生計費と一応しております。一つ目が生計費に関して。

二つ目が、昨年度積み残した地域間格差の問題。最低賃金の格差の問題に関して。

三つ目が、奈良県内の主に中小企業を中心とした企業の支払い能力の問題。

もし、資料があれば、なければ勿論次回に回す、追加でやる部分があったとしても、現状で分かる範囲でお互いの共有ができたならなと思います。

ですので、個別審議ではなくて、全体審議で進めようかと思うのですけれども、いかがでしょうか。今日に関しては、金額出ないと思いますので全体審議で一旦進めたいと思います。

では、今の3点につきましてそれぞれ順番にやっていきましょうか。

じゃあ、まず労働者側から生計費に関して何か、過去のこともあるかと思いますけれども、少し情報提供と言いますか、共有すべき事案があればお話しいただけたらと思います。

【本村委員】

連合奈良本村です。資料は何も用意していないのですけれども。生計費ですけれども、まず、連合でいうと、2025年の春季生活闘争の結果が取りまとめされまして、全体で5%以上、中小に限って言うと 4.65%という数字で非常に、昨年に引き続き大きな結果が出たところなのですが。実際のところ、物価高騰もありまして、厚生労働省の発表の数字でも実質賃金が 2.9%下がっているみたいな認識でございますので、当然引き上げについて必要だと感じているところでございますし、特に最低賃金のあたりで、その金額で働いている人たちの生活は非常に圧迫されているだろうと単純に推測ができる話かなと思いますので、そういったところのお話がまた、引き続きできたら良いのかなと思っているところです。

【河本委員】

お疲れ様です。河本です。二つ目に地域間格差のお話を会長からいただきましたけれども、ここに関して一昨年、昨年と継続した論議を続けている中で、一昨年、全会一致で地域間額差という格差の中でも額差を意識して取り組むのだということを付帯決議というか、それを付して満場一致で三者合意で結審したのが一昨年であったと認識をしています。

それに沿って、昨年は少し上段から構えすぎてしまったのかも知れませんが、地域間の特に近隣府県との額差を埋めるのだというところから我々が主張をして、なかなか双方の主張が埋まらない中で、予測していたよりも少し早めに結論を出したというところで、労働側が反対という結審になったのが昨年だったと思います。

そういった中で、全国的な動きを見ている中で当然、中央の審議会の中でも、額の比率かも知れませんけれども、地域間の差を埋めていく事が一つのテーマになっていること。

昨年でいうと、Cランクが特に多かったかも知れませんけれども、目安以上の最低賃金の上昇を決めたところが少なくなかったと認識をしています。

結果から見ると、全国平均で 51 円という結果であったのが昨年の結果でございます。そこからすると、目安どおりで結審をした奈良からすると、全国平均からすると、逆に 1 円遅れを取った事が結果だったかなと思っていますし、近隣の近畿の府県を見ていても、兵庫なんかもプラス 1 円で結審をしたところからすると、相対的に我々真摯な論議の上で最終的に労働側反対で決まりましたけれども、やはり地域間額差をしっかりと埋めていくという、一昨年に全会一致で方向性、価値観を見出した言葉の重みを今年の審議の中でも是非尊重していただきたいという思いがございます。以上です。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。もう、混ぜこぜにしておりますので、混ぜこぜにしながらやっていきましょうか。

では、使用者側から、今のお話に対してでも良いですし、それに追加をして支払い能力の件も含めてでも構いませんので、ご意見を賜れたらと思います。

【上村委員】

失礼致します、使用者側の上村でございます。

「賃金支払い能力」のところで、企業の実態というのは様々な事業コストの上昇とともに、なかなか賃金に回るのは実際にしんどいのかなというふうに思います。

数字だけを見れば 4 とか何とかという数字は出てきているのですけれども、それは、あくまでも防衛的な賃上げでありまして、利益を削った中での賃上げという様な形で、それは先程ご指摘がありましたように物価高、生計費のことを考えた中での、企業としての姿勢を示したものであり、本来の利益が増えることによっての賃上げというような循環にはなりきれてない。

それは、企業を取り巻く、様々な事業コストの増大が影響していると考えております。

その中で、中小の労働分配率が 70 という様な形で出てきております。

その 70 というのは非常に高い数字でございます。そこまで、企業が頑張っている状況というのをしっかりと全員で共有できたらなと考えています。

生計費の問題となりましたら、先程も資料の提示がありましたように、どの数字を使うかというところの指標の問題が出てきていると思います。「実質マイナス」というお話もありましたが、そこの議論と中央の目安でやっている指標の品目に、大きな違いがあると思っています。

生計費の上昇に耐え得るような賃金を支払えるような環境が支払い能力、それが奈良の地域の実態に起因しているのではないかと考えております。地域間額差のお話にもなりましたが、それを克服していくのは地域間の格差や地域の持てる企業の実態・実力かなと思います。この後の議論の中でも毎回使用者側も示しておりますように、奈良の実態は大変厳しいです。その中で、賃金のところの支払いに充てているところも、頑張っているところも今後の議論の中で示して行けたらと思います。

そもそも、この制度は A・B・C というランクに基づいて出てきています。

ですので、格差ということを前提にして、この最賃の審議・制度が成り立っています。

昨年は A・B・C の目安が一律という、非常手段ですが、地域の実態に合わせて過去でしたら

目安が出てきている。

そして、A から目安が高い状況になっている。それは、地域の実力を示した形で出てくる。

そういった制度を内包しながらそれを前提にした制度の中で、そこを置いたままで、地域間の金額だけを比較するというのも、如何なものかなというふうに思っております。制度に起因する様なところから、地域の実態を踏まえて出てきている実態というのは重たい、そういったところで、実態を上げることなく、間だけを詰める。それはある一方に対して、必要以上のことを押しつけるような形になり得る可能性もあるので、そのあたりのところを、地域の実態に見合った結果で出てきたところが最善なのか、ベストなのか、ベターなのか、分かりませんが、そういった実態である、今の進め方というのは一定合理的で納得性が高いと考えています。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。

すみません、事前に言わなきやいけなかつたのですけれども。今、全体審議にしていますので、全体審議は公開扱いですので、議事録に載ってきますので、ご了承ください。

まず、1回目ご意見をいただきまして、労働者側はおおよそ生計費に関する状態の苦しさと地域間の額差に関しての過去の合意及び昨年度の、むしろ広がってしまっている状況を踏まえて欲しいという様なお立場のご説明でございました。

使用者側に関しましては、企業の実態、特に事業コストの上昇に伴って防衛的賃上げも含めて、賃上げの原資が非常に乏しい状況にあるという状況のお話で、特にその中でも数値的な意味で言いますと、分配率が 70% という非常に高い中において、そのような環境づくりがあつてこそ、初めて、1 と 2 ですね、生計費と地域間格差・額差の問題が埋められるのではないか、というようなご主張だったかと思います。

早速、議論をいただいているのですけれども、本当は共有をしたいところで。一旦、使用者側の意見を受けた形で、奈良県の中小企業を中心とした企業の環境動向について、労働者側から何か感想であつたり、何か感じることがあつたらお願ひします。

そして、その後に使用者側に対しては、地域間格差のお話は一応過去、格差というのは問題だという形での、何らかの合意は得たかと思いますけれども、もちろん、支払い能力の点はあるとしても、支払い能力が一定程度であったとしたら、という前提であれば格差のは正ということ自体は、以前と同じような意見のままなのかどうか、とか。十分の判断は、ここではどの程度かは一切議論しなくていいです。十分であれば、という意味です。という点を、順にお聞きしたいというふうに思います。

要するに、こちらが、皆さんのお立場をそれぞれ悪くすることのために聞いている訳じやありません。お互いに共有できるところだけ共有しておきたい、ということですので。すみませんが、労働者側お願ひできますか。

【本村委員】

すみません、意見というか、今の部会長に添えているか分かりませんが。

そもそも、多分お互い「賃金を上げないかんよね」という概念だけは一緒かなと思っているのですね。ただ、そのきっかけが、利益が出るから分配する。こちらからしたら「とりあえず、

使える金をくれたら」と。なんて言うのかな、言い方はちょっと語弊があるかも分かりませんけれども、消費に回っていく。それが結局、経済を回していくのだというところで。

どこを、きっかけに経済を回して行くのか、というところだと思うのですけれども。

そんな基準が、それぞれ立場が違うので、ちょっと主張が異なるのかなと思います。

今、上村委員からもありました労働分配率 70%というような結果も当然、出ているのは私たちも承知をしていますし、その分、大企業というのが、内部留保も含めて貯めているのだろうというのは、数字からも出ているところで。特に、そんな中で奈良県は中小企業が多いということですから、この賃上げといったことが、その企業に与える影響というのは、それはもう大変大きいものだらうと認識をしています。

そんな中で、当然、賃金の引き上げというのは求めていくのですが、労働組合、労側したら、政府とか自治体に中小企業への支援策なども求めていかなければならないだらうと。例えば、その生産性向上に資するような設備投資への助成金とかは、求めていかなければならないだらう、というふうな認識をしています。

ただ、いずれにしても「生活が厳しい」というところは、多分皆さんも感じていることだらうと思いますので、賃上げの方は当然求めていきたいと。最低賃金の引き上げについては、当然、より多くの金額を求めていきたいと思っております。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。では、使用者側お願いできますか。

先程の格差のことについて。

【上村委員】

失礼致します。格差のお話につきましては、これまで一定程度のお話をされてきたというのは、十分理解をしておりますが、先ほど申し上げましたように、額差というのは今までの流れ、培ってきた制度に起因して積み上げられて来たものを、それを積み重なったから「何とかしよう」というのは、それは制度に起因しているところが大きいですでの、それを一気には難しいですし、少なくとも地域の経済実態や地域の実力が違うから同じプライマリゼロであっても差が広がっていくことは仕方が無いことかなと思います。

では、その一方を縮めるためにその一方を強制的に上げる。そうすると、そこには実態以上のものを強いる形になる、そのバランスが大変大きいのではないかと思います。

奈良の実力値は今後の審議の中で議論をして行けたらと思いますが、大変、脆弱の中で、今までの金額も含めて、かなり見込まれ過ぎているのではないかというのが、これまでの使用者側の主張です。

そういう基本的な考え方はあるけれども、ここからスタートした時に、本当にそれぞれが適した実態の中で、適正に導かれた形で縮めていければいいと理解しております。

あと、本村委員からもありましたように、助成金のお話もできるだけ省力化・省人化・生産性向上をする中で、企業としても労働分配率に回していくように高めていきたいが、なかなか助成金の活用も使い勝手が悪い。

最賃が上がるまでに頑張ってそれを適応して準備しようとしても期限が短い。そのような制度上の問題点等も活用がしにくい状況です。支援の内容とともに、活用の在り方も、しっかり

と改善して行かないといけない部分ではないかと思っております。

最賃というのは1時間拘束した時に支払わないといけない賃金であるというふうに思っております。そこには、学歴や経験そういうのが全く関係ない状況で下回れば罰せられる、公的な法律のものです。

賃上げというのは、1年間頑張ってきたところに対して報いるというようなものですが、そこが一律であるかも踏まえながら、企業は防衛的な賃上げに取り組みながら頑張っている状況の中、労働分配率が70%まで上がって、厳しい中で耐えながら頑張っているところを示していけたらと思っております。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。公益委員側から、何かご意見、ご質問はございますか。次の宿題も兼ねてですけれども。

(意見がないことを確認)

多分、これ以上進めても、今日はそれほど進まないかと思いますが。

一旦整理をしますと、私が最後少しそれぞれの立場を慮った、逆の立場を慮った質問をさせてもらいました。

労働者側も別に企業の経営実態というのを軽視しているわけではなくて、企業と同様にWin-winの状態としての、スタートとしての、Win-winだけれども、そのスタートとしての賃金が上がるということに意義があるのではないかという主張であったし、使用者側も、もちろん格差のことは分かった上で、それ自体が制度自体に起因するということで、それはその問題として置いておくとしても、奈良の実力を考えた上で十分可能であれば、その部分というのは実質的な被害が及ぶということが何よりの問題であって、その部分を考慮した上で何とか最低賃金を決めるという方向で行ってほしい、というニュアンスだったかと思います。よろしいですかね、現段階で。

【河本委員】

間違っていたら、ご指摘をいただきたいのですが。

少なくとも、この2年前の地域間格差を縮めていくこうという論議の中では「率ではなく、額差である」ということを使用者側の皆さんのが合意も得て付した記憶がございます。

ですので、当然、奈良県の企業の経営状況、実際に直近で出ているものは、足元は決して悪くない数字が出ているかと思うのですが。細かい数字は、これから今後の審議をするとして、額差を縮めていくことに三者が合意したのだ、ということ。

方向性として、格差ではなくて額差である、ということを合意したと記憶をしております。

そこが、今回、「違う」とおっしゃられるのであれば2年前の付した、その結果が変わってしまうのではないかと思うので、もう一度、そこだけご確認をいただきたいと思います。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。使用者側、いかがでしょうか。

【上村委員】

2年前の議論は、それに向けて双方が努力していくという議論である、というのは変わっておりません。どっちが先かではないですけれども。実態から出てきた中で、実態を伴った形での出てきた結果として、額差を縮めていく方向という理解をしておりますので、その時の議論もそうですけれども、額差を縮めることがありき、というような議論ではなかったというふうに私は記憶をしております。

ですので、健全に示された議論の中で、労使双方で、地域間の額差の解消に向けて取り組むという理解であって、2年前に決めたから、努力不足ではないかということはないと私は考えておりますし、今年の審議においても、建設的な議論の結果として、額差の解消に繋がればというふうに考えています。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【本村委員】

すみません。私、今年からの参加なのですけれども。

これって、何か記録は残っているのですか。この額差について。

【下山部会長】

もちろん、全部残っています。

【本村委員】

残っていて、認識が違うのですか。

【下山部会長】

認識が違った訳ではないです。表現と、立場の問題です。そこで合意したという意味ではもちろん共有でございますし、今、上村委員がおっしゃったとおりだと思います。

「目指す」ということと「実行できる」ということの間には、もちろん距離がそれなりにあるという部分ですので。という認識でよろしいですかね。

何も話すべきことがない割には、意外と議論が進んで来たような気がしますので、今日のところはもう事務局これで一旦閉会する形でよろしいですか。

宿題として、各双方に少しお願いをしたいのですけれども、今日の議論でも、もちろん何かしらのエビデンスがあつても良かったのですけれども、当然、準備が無かつたと思いますし、次回はおそらく数値が上がってくると思いますので、それを踏まえた上でエビデンスを中心にして議論をしていきたいと思いますので。金額自身の目安が出ていればという仮定ですが。

それを踏まえた上で、提示できる金額と、それぞれのエビデンスの部分というのをご用意いただけたらというふうに思います。

双方ともよろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

そのエビデンスの部分とか、今日の追加の部分については三者協議をやって、その後、金額の話とかを個別にやっていこうと思いますが、個別にするかどうかは次回考えます。

その点はよろしくお願ひいたします。

金額審議については以上ですが、そのように進める方向でよろしいでしょうか。

では、最後に議第（3）「その他」でございます。

事務局からお願いします。

【事務局】

事務局からは、特にございません。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。

では、次回、第3回奈良県最低賃金専門部会は第2回本審のあと、8月5日火曜日午後3時から公開で開催します。場所はこちらでございますので、すみませんが、少し、可変的になりますけれどもよろしくお願ひいたします。

では、本日の第2回をこれで終了します。お疲れ様でした。